

東三河支部

7月例会

- 日 時：令和6年7月22日（月）午後3時
- 会 場：豊橋商工会議所 3階ホール
（豊橋市花田町）
- 参加者：33名

東三河支部（鬼頭秀幸支部長）の「7月例会」は、講演会を開催しました。

開会の挨拶で鬼頭支部長は、「本日は愛知県から講師をお招きして、講演会を開催します。この機会に講演内容をしっかり習得し、各社において日々の業務に生かしてください。」と話しました。



挨拶をする鬼頭支部長

講演1：循環型社会形成の取組

～サーキュラーエコノミーの推進～

講師：愛知県環境局資源循環推進課

課長補佐・循環グループ班長 松山純也 氏

はじめに、サーキュラーエコノミー¹（以下「CE」という。）への移行は、天然資源の枯渇、廃棄物の発生抑制、カーボンニュートラル、SDGs等に係る課題の同時解決になり得ると解説しました。

また、令和4年に策定した『あいちサーキュラーエコノミー推進プラン』の概要を述べ、プラン策定の意義では、“全国一の産業県であるからこそ、環境面でもトップランナーであるべき”、“資源制約・環境制約への対応”、“新たな経済活動のあり方を



講師の松山課長補佐



サーキュラーエコノミー
あいち

牽引”等を掲げ、目指す愛知の姿を「CEが浸透する循環型社会形成」としています。

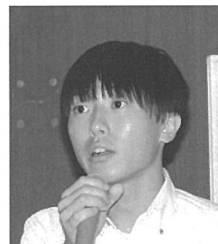
CEビジネスの振興支援では、愛知県循環型社会形成推進事業費補助金や愛知環境賞を紹介。

さらに、CEを推進する6つのリーディングモデル（①プラスチック、②太陽光パネル、③繊維・衣類、④食品、⑤未利用木材の各循環利用モデル、⑥リペア・リビルドモデル）について、プロジェクトチームが設立されていることや、その取組事例を紹介しました。

講演2：産業廃棄物収集運搬業許可申請・変更届および欠格要件について

講師：愛知県東三河総局県民環境部環境保全課
主事 太田匡哉 氏

収集運搬業の積替・保管の有無、許可申請（新規・変更・更新）、変更届の概要や、関連する申請・届出書類の記載例について解説しました。



講師の太田主事

処理業の許可の取消要件について説明され、『禁固刑以上の刑を受け、5年経過しない者』等の13項目の欠格要件について事例を挙げて解説されました。

太田講師は「皆様には廃棄物処理のプロとして、排出事業者や他の処理業者のお手本となっただき、廃棄物の適正処理を通じて静脈産業の発展に寄与していただきますようお願いします。」と述べました。

講演後の質疑応答では、講演1のプラスチックの再生利用に係る取組事例について、エネルギー消費がどの程度低減できるのかなどの質問があり、松山講師から回答がありました。

最後に『あいちサーキュラーエコノミー推進プラン』は10年の計画期間としていますが、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直します。」と同講師が述べました。



7月例会の様子

¹ 従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。